

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る 商材発信ツールの作成および情報発信事業 業務委託基本仕様書

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る商材発信ツールの作成および情報発信事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会が、山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、高付加価値旅行者（※）と接点を持つ国内外の送客事業者等とのコネクション形成に資する商材ツールの制作及び効果的な情報発信を目的とする。

（※）訪日旅行 1 回当たりの着地消費額100万円以上／人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

3 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

4 事業上限金額

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

受注者は発注者が令和 6 年度に策定した「マスタープラン」（別添）を把握した上で、全ての業務を行うこと。

（1）商材ツールの制作

商談会等において使用することを目的としてPR動画、ポスター、パンフレットを作成すること。作成する商材ツールの内容について、「マスタープラン」を踏まえ、提案すること。使用する動画及び写真素材については、原則として受注者が新規に撮影したものをを用いること。なお、実際に作成する商材ツールの内容は、契約後、発注者と協議のうえ決定することとする。

① PR動画制作

- ・時間および本数：
 - i 15秒程度 1本以上（予告版）
 - ii 3分程度 1本以上（長尺版）
 - iii 30秒程度 1本以上（ii の短縮版）
- ・画面縦横比：16:9
- ・動画の解像度：フルハイビジョン以上
- ・対応言語：英語、フランス語

② ポスター制作

- ・サイズ等：B2サイズ カラー印刷（4色刷り）ビジュアル違いで3種類制作
- ・対応言語：英語、フランス語
- ・印刷部数：120部（各言語3種類×20部）

③ パンフレット制作

- ア サイズ等：A3サイズ 2つ折り 8ページ程度 カラー印刷（4色刷り）
- イ 対応言語：英語、フランス語、日本語

ウ 印刷部数：600部（英語版・フランス語版各300部、日本語版はデータ納品）

④ 独自提案ツールの制作

①～③のツールの他、本業務の目的を達成するために有益と考えられるツールがあれば提案すること。ただし、実施に要する経費は委託料の上限の範囲内とする。

作成にあたっては、原稿作成やデザイン制作、第三者に対する許諾等、受注者で一切の手続きを行うこと。

(2) 商材ツールを使用した情報発信

制作した商材発信ツールを活用し、高付加価値旅行者にリーチする効果的なPR・広告等を提案すること。また、情報発信に係る効果分析を実施すること。

(3) 工程管理

本業務全体（１）～（２）の工程管理を発注者と協働で行うこと。これに伴い、月１～２回程度の定例打合せを実施し、企画の詳細および進捗状況の共有、課題の整理・対応を行うこと。

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、媒体及び電子データにて提出すること。なおデータの仕様は発注者と受注者が協議の上、決定する。

(1) 業務完了報告書

(2) 動画データ

- ① 15秒版（予告版）
- ② 3分版（長尺版）
- ③ 30秒版（②の短縮版）

(3) ポスター（各言語３種類、各種20枚）

※ ポスターの印刷用入稿データ、編集可能データ及びそれらに使用した写真データ、イラスト、図を含む

(4) パンフレット（英語版・フランス語版各300部、日本語版はデータ納品）

※ 印刷用入稿データ、編集可能データ、デジタルパンフレットデータ及びそれらに使用した写真データ、イラスト、図を含む

(5) 独自提案ツール

(6) 本事業において撮影した動画・写真データ

(7) 商材ツールを使用した情報発信に係る効果分析レポート

(8) 経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記のとおりとすること。

- ・令和7年10月31日（金）：（２）①、（３）、（４）
- ・令和7年12月12日（金）：（２）②③、（５）、（６）
- ・令和8年1月16日（金）：（７）
- ・令和8年2月20日（金）：（１）、（８）

7 その他

(1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。

(3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協

議の上、対応方法を決定すること。

(4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限る。当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。

(5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

(7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

(8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作権人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）を行使しないものとする。

(9) 成果物の作成にあたって受注者が使用する写真、イラスト、音楽、映像、フォント、人物の肖像等については、著作権その他の権利処理（使用許諾の取得、利用範囲の明確化等）を受注者の責任において適切に行うこと。万一、第三者との間に権利侵害等の紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担においてこれを解決すること。

(10) 映像・写真等に人物が写り込む場合には、必要に応じて肖像権・プライバシー権の使用同意を得ること。同意取得は受注者の責任において実施するものとする。

(11) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。